

令和6年能登半島地震による被災地域における
県税の申告・納付等の期限の延長について
(お知らせ)

令和6年2月16日
大分県総務部税務課

大分県では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方に対し、次のとおり県税の申告期限等を延長します。

なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。

○指定地域

富山県、石川県

○対象者

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は、原則として本店又は主たる事務所の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

令和6年1月1日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く）又は納付若しくは納入に関する期限

ただし、以下の税目は延長措置の対象外です。

- ・ 個人県民税（市町村が市町村民税と併せて賦課徴収するものに限る）
- ・ 自動車税環境性能割
- ・ 自動車税種別割（年度途中で月割で納税義務が発生するものに限る）
- ・ 狩猟税
- ・ 軽自動車税環境性能割

○延長の期間

別途告示で定める期日

※詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	TEL0977-67-8211
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	TEL097-506-5771
自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	TEL097-552-1121
佐伯納税事務所	佐伯市長島町1-2-1	TEL0972-22-3021
豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町市場1123	TEL0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	TEL0973-22-4175
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	TEL0979-22-2920